

改正	平成6年4月1日	平成8年4月1日
	1997（平成9）年4月1日	1999（平成11）年4月1日
	2002（平成14）年4月1日	2008（平成20）年4月1日
	2017（平成29）年4月1日	2021（令和3）年4月1日
	2021（令和3）年6月1日	2022（令和4）年4月1日

（目的）

第1条 花園大学学則第22条に定める試験の取扱いは、本規程の定めるところによる。

（試験の種類及び方法）

第2条 試験の種類は、定期試験、臨時試験及び追試験とする。

2 試験は、筆記試験、レポート（論文）試験、口述試験、実技試験又はその他の方法によって行うものとする。

（受験資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、受験資格がないものとする。

- （1） 単位登録をしていない科目
- （2） 学費を指定期間内に納入していない者の全ての科目
- （3） 休学により一部受講していない科目

（評価対象からの除外）

第4条 筆記試験、レポート試験等において学生証番号、氏名等の記入がない場合は評価の対象から除外する。

（筆記試験の方法）

第5条 筆記試験の方法は次のとおりとする。

- （1） 試験時間は、原則として1科目60分とし、試験時間帯は別表第1に定めるとおりとする。
- （2） 受験に際しては、学生証を机上に提示しなければならない。ただし、学生証を携帯していない場合は、仮学生証をもって代えることができる。
- （3） 試験開始後30分を経過した後は試験会場への入室を認めない。また、試験開始後30分以内は退室を認めない。
- （4） 受験者の個別事情により、試験時間、解答方法等について特別の配慮を行うことができるものとする。

（レポート試験の方法）

第6条 レポート試験は、大学または科目担当教員が指定した方法により、指定した期日、場所に提出しなければならない。

（定期試験）

第7条 定期試験は、前期試験と後期試験とし、原則として各学期末に行う。

（臨時試験）

第8条 科目担当教員が必要と認めた場合、定期試験のほかに臨時試験を行うことができる。

2 臨時試験の実施は全て科目担当教員の責任で行うものとする。

（追試験）

第9条 追試験は、定期試験を受験できなかった者を対象として、学務部長の認定に基づきこれを実施する。

2 追試験の受験に当たっては、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- （1） 疾病の場合（医師の診断書を添付）

- (2) 一親等及び二親等死亡の場合（一親等7日以内、二親等5日以内）（会葬礼状等を添付）
- (3) 就職試験の場合（受験証明書を添付）
- (4) 不慮の事故又は災害による場合（事故証明書・被災証明書を添付）
- (5) 交通機関のストライキ又は延着の場合（延着証明書等を添付）
- (6) その他正当と認められる理由がある場合（理由書を添付）

3 追試験受験希望者は、大学が定める期間内に欠試験に証明書等を添付して学務部長に願い出なければならない。

4 追試験は、大学が指定した期日に実施する。

5 追試験期日に受験しなかった場合は、理由のいかんにかかわらず、当該科目の受験資格を失うものとする。

#### 第10条 削除

#### 第11条 削除

（不正行為）

第12条 筆記試験において不正行為を行った場合は、当該試験期間中に筆記試験の全科目の単位を認定しないものとする。

2 次の行為を不正行為とする。

- (1) 代人が受験すること。
- (2) 持込みを許可されていないノート、テキスト、参考書や、携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器等を使用すること。
- (3) あらかじめ机に書き込んだり、又はカンニングペーパー等を用意すること。
- (4) 他人の答案をのぞき見て写しとったり、写させたりすること。
- (5) その他上記に類する行為をすること。

（不正行為に対する措置）

第13条 筆記試験において不正行為があった場合、試験監督者は現場を確認し、試験終了後当該者を同行し、学務部長に委託するものとする。

（受験中止）

第14条 筆記試験において次の各号に該当する行為を行った者は、受験中止の上退場を命じるものとする。

- (1) ノート、テキスト、参考書等を貸借した者
- (2) 試験監督者の指示に従わない者

2 前項に該当する者の当該試験科目の受験は無効とする。

（受験の心得）

第15条 筆記試験を受験するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 試験は指定された教室で受験しなければならない。
- (2) 試験場での着席は、試験監督の指示に従わなければならない。
- (3) 筆記用具及び持込みを許可されたもの以外は、すべて鞆等の中に収納し、座席に置かななければならない。
- (4) 下敷及び筆箱の使用は原則として認めない。
- (5) 答案は試験場外へ持ち出してはならない。ただし、別刷の問題用紙については試験監督者の指示に従うものとする。
- (6) 一旦退場したものは、再入場することができない。

（改廃）

第16条 本規程の改廃は、学長が、学務委員会及び評議会の意見を聴き、これを行う。

#### 附 則

1 本規程は、平成4年4月1日から施行する。

本規程の施行に伴い、学内試験〔定期試験・臨時試験及び再（追）試験〕の受験に関する注意事項及び学内試験〔定期試験・臨時試験及び再（追）試験〕における不正行為に対する処置は廃止する。

- 1 本規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、1997（平成9）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、1999（平成11）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2021（令和3）年6月1日から施行する。
- 1 本規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

別表第1

時 限	1	2	3	4	5	6	7
時 間	9 : 00 ~ 10 : 00	10 : 40 ~ 11 : 40	13 : 00 ~ 14 : 00	14 : 40 ~ 15 : 40	16 : 20 ~ 17 : 20	18 : 00 ~ 19 : 00	19 : 40 ~ 20 : 40